

電磁的方法による交付等に係る取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程（以下、「本規程」といいます。）は、ソラーレ株式会社（以下、「当社」という。）が、お客様に対し書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を利用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、総称して「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等、および書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により交付を受ける場合における方法等（以下、総称して「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

(電子交付等の対象となる法定書面の種類)

第2条 お客様が利用される、電子交付等の範囲は、次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 了解書
- (2) 受講約款
- (3) 入学申込書
- (4) 契約締結前の書面

(電磁的方法の種類及び内容)

第3条 前条各号の書面に記載する事項は、当社が契約しているメールサーバーにメールとして送信され記録される。

(免責事項)

第4条 お客様は、次の各号に定める事象により生じた障害については、当社に一切その責任を追及できないものとします。

- (1) 法令の変更や監督官庁の指示があったとき
- (2) 前号の他、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を行う必要が生じたとき

(変更)

第5条 本規程は、法令・諸規則等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更されることがあります。

(雑則)

第6条 第6条 本規程に定めのない事項については、関係法令の規定に従うこととします

令和7年2月28日

ソラーレ株式会社